

課 長		副 課 長		リ ー ダ ー		設 計		校 合	
--------	--	-------------	--	------------------	--	--------	--	--------	--

令和 7 年度

委 託

設 計 書
仕 様 書

1	委 託 名	清水町公園ほか97公園砂場浄化業務委託
2	委 託 箇 所	川越市清水町3番3ほか97箇所
3	実 施 額	¥ 円 (但し、委託価格 ¥ 円)
4	変 更 実 施 額	¥ 円 (但し、委託価格 ¥ 円)
	差 引 増 減 額	¥ 円

5 委託大要、起工理由・変更 【 委託期間 契約締結日 ～ 令和8年3月13日 】

変 更 委 託 の 大 要	
委 託 の 大 要	砂場浄化業務 98公園 、砂場浄化総面積 812.3 m ²
変 更 理 由	
起 工 理 由	

本 委 託 費 内 訳 表

1 号

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費								
	砂場浄化業務	清掃、耕耘 薬剤散布		812.3	m ²			
	直接委託費計							
		共 通 仮 設 費		1	式			
	純 委 託 費							
		現 場 管 理 費		1	式			
	委 託 原 価							
		一 般 管 理 費 等		1	式			
	委 託 価 格							
		消費税相当額		1	式			
本 委 託 費 計								

川 越 市

砂場浄化業務 1㎡ 当 一 位 代 価 表 1 号						
工 種	種 別	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
砂場浄化業務	清掃、耕耘 薬剤散布					
		1.0	㎡			
合計						

■実施公園及び砂場面積一覧表

番号	公園名	所在地	砂場面積 (1回目)	検体 採取 (1回目)	地区
1	清水町公園	清水町3-3	12.7㎡		高階
2	熊野町公園	熊野町11-1	12.7㎡		高階
3	藤原町第二公園	藤原町18-6	8.5㎡		高階
4	吉田公園	大字吉田字堤内631-1	9.5㎡		名細
5	稲荷町公園	稲荷町9-2	12.7㎡		高階
6	並木新町公園	並木新町15	8.5㎡		南古
7	脇田本町公園	脇田本町11-32	2.8㎡		本庁
8	的場たぬき山公園	的場1丁目19	6.0㎡		霞関
9	的場原公園	的場2丁目17	8.5㎡		霞関
10	的場若宮公園	的場1丁目9-1	6.3㎡		霞関
11	鯨井新田公園	吉田新町3丁目19	26.5㎡		名細
12	上郷公園	吉田新町3丁目7	18.9㎡		名細
13	稲荷公園	吉田新町2丁目6-1	9.1㎡		名細
14	下丹草公園	川鶴1丁目17-1	14.4㎡		霞関
15	上丹草公園	川鶴3丁目5	7.9㎡		霞関
16	白山西原公園	大字小堤字白山西原748-1	16.0㎡		名細
17	笠幡公園	川鶴2丁目7	6.9㎡		霞関
18	初雁公園	郭町2丁目13-1	22.7㎡		本庁
19	川越運動公園	大字下老袋字清蔵野388-1	14.1㎡	○	古谷
20	赤間川公園	末広町3丁目3-8	6.9㎡	○	本庁
21	上久保公園	南大塚5丁目4-2	4.9㎡		大東
22	霞ヶ関北第二公園	霞ヶ関北6丁目21-8	9.5㎡		霞北
23	砂新田公園	砂新田2丁目13	14.0㎡		高階
24	宮元町公園	宮元町10-10	6.0㎡		本庁
25	芳野台北公園	芳野台1丁目103-71	6.0㎡		芳野
26	浮島公園	久保町17-1	6.0㎡	○	本庁
27	桜堤公園	大字南田島字入合2503-43	6.0㎡		南古
28	緑ヶ丘公園	南大塚5丁目13-1	6.0㎡		大東
29	霞ヶ関北第一公園	霞ヶ関北3丁目19-1	12.7㎡		霞北
30	平野公園	中台3丁目5-4	19.6㎡		福原
31	富士見六地藏公園	広谷新町41-4	11.8㎡		名細
32	山伝公園	大字笠幡字山伝156-8	6.0㎡		霞関
33	岸町公園	岸町3丁目26-45	6.0㎡		本庁
34	番匠屋敷公園	豊田町1丁目6-7	6.0㎡		大東
35	みよしの公園	大字吉田字堤内685-1	7.7㎡		名細

■実施公園及び砂場面積一覧表

番号	公園名	所在地	砂場面積 (1回目)	検体 採取 (1回目)	地区
36	あおい公園	上戸新町36-5	14.9㎡	○	名細
37	諏訪町公園	諏訪町12-11	12.7㎡		高階
38	歌声の杜公園	砂新田1丁目15	14.8㎡		高階
39	南田島北田公園	大字南田島字北田583-3	6.0㎡		南古
40	滝ノ下公園	大字大仙波字滝ノ下1277-1	18.7㎡		本庁
41	今福武蔵野第三公園	中台1丁目9-3	12.0㎡		福原
42	並木西町公園	並木西町16	20.5㎡		南古
43	西裏公園	大字小ヶ谷字西裏253-1地先	4.6㎡		本庁
44	中台第四公園	中台2丁目12-21	2.9㎡		福原
45	旭町第一公園	旭町2丁目8-7	6.0㎡		本庁
46	男塚公園	大字木野目字江川1877	15.1㎡		南古
47	今福武蔵野第二公園	中台2丁目4-8	6.3㎡		福原
48	濯紫公園	喜多町8-10	8.5㎡	○	本庁
49	おなぼり山公園	伊勢原町1丁目10	6.0㎡		霞北
50	田神公園	大字笠幡字東田神4688	7.3㎡		霞関
51	小ヶ谷公園	大字小ヶ谷字堤内673地先	6.3㎡		本庁
52	やえがき公園	大字小堤字夜幣賀伎297-1	7.3㎡		名細
53	石原町公園	石原町1丁目27-8	4.5㎡		本庁
54	新田第一公園	大字笠幡字新田2708-13	8.1㎡		霞関
55	すぎなみ公園	四都野台20	13.0㎡		大東
56	諏訪前公園	大字藤間字諏訪前392-12	6.3㎡		高階
57	小仙波町公園	小仙波2丁目44-70	6.0㎡		本庁
58	天王公園	大字上戸141	7.1㎡		名細
59	西原公園	大字鯨井字西原1515	6.0㎡		名細
60	府川公園	大字府川字東府川1333-57	4.0㎡		山田
61	中台第二公園	むさし野南11-10	7.4㎡		福原
62	八口公園	大字寺山字八口134-7	6.0㎡		山田
63	中台第三公園	南大塚6丁目12-23	3.6㎡		福原
64	向ノ原公園	南大塚6丁目12-13	3.4㎡		大東
65	石橋公園	大字菅間字石橋32-23	4.0㎡		芳野
66	南田公園	大字並木字南田822-7	2.0㎡		南古
67	寺尾後原公園	大字寺尾字後原275-6	11.3㎡		高階
68	木染公園	大字府川字木染59	6.3㎡		山田
69	藤木町第二公園	藤木町16-2	7.1㎡		古谷
70	川端公園	大字砂字川端186-13	4.0㎡		高階

■実施公園及び砂場面積一覧表

番号	公園名	所在地	砂場面積 (1回目)	検体 採取 (1回目)	地区
71	みなみや公園	岸町3丁目40-20	6.0m ²		本庁
72	新宿町公園	新宿町5丁目4-6	6.0m ²		本庁
73	往還上公園	大字下広谷字往還上447-1	3.2m ²		名細
74	日東町公園	日東町24-2	7.5m ²		大東
75	青葉台公園	大字砂新田字武蔵野2554-2	5.0m ²		高階
76	新道公園	大字今福字新道520-34	3.6m ²		福原
77	下広谷南公園	大字下広谷字大前1066-1	4.9m ²		名細
78	大仙波新田武蔵野公園	中台1丁目3-11	3.2m ²		本庁
79	御野立の森公園	旭町1丁目2-45	13.5m ²		本庁
80	泉町公園	泉町1-17	4.0m ²		南古
81	牛塚公園	大字的場字牛塚2470-8	8.8m ²		霞関
82	平野第二公園	大字今福字北平野1104-24	4.5m ²		福原
83	大袋新田山城上公園	大字大袋新田字山城上1015-17	4.0m ²		大東
84	柳原公園	大字古谷本郷下組字柳原1610-16	6.0m ²		古谷
85	中道公園	大字天沼新田字西中道164-127	5.0m ²		名細
86	大塚新町公園	大塚新町17-5	8.5m ²		大東
87	鶴野公園	大塚新町9	7.7m ²		大東
88	鶴塚公園	大塚新町49	13.4m ²		大東
89	下二階公園	大字大袋新田字下二階160-10	3.4m ²		大東
90	渋井街道端公園	大字渋井字街道端890-19	7.8m ²		南古
91	小室明の前公園	大字小室字明の前224-7	4.0m ²		本庁
92	氷川町公園	氷川町78、79-2	6.0m ²		本庁
93	笠幡後口公園	大字笠幡字後口4084-8	6.0m ²		霞関
94	南山田公園	大字山田字東町1779-1	6.0m ²		山田
95	砂新田四丁目公園	砂新田4丁目3-1	6.0m ²		高階
96	通町公園	通町16-3	6.0m ²		本庁
97	今福甲山公園	大字今福字甲山730番-34	8.5m ²		福原
98	石原町第二公園	石原町2丁目37-1	4.0m ²		本庁
合計	98公園		812.3m ²	5	
			98公園		

砂場浄化業務委託特記仕様書

第1節 一般事項

(目的)

この仕様書は、川越市都市計画部公園整備課が管理する公園、緑地、広場（以下「公園等」という。）の、砂場の衛生環境を守り、利用の快適性の向上を図ることを目的とする。

(委託箇所)

別紙一覧表のとおり

(委託の期間)

契約締結日から令和8年3月13日まで

(支払方法)

完了払い（令和8年4月支払い）

(仕様書に記載のない事項)

この仕様書は、委託業務の概要を示すものであり、この仕様書に定めのない事項又は疑義がある事項については、発注者、受注者双方で協議のうえ解決するものとする。

(法令等の遵守及び手続きの代行)

作業の実施にあたっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。また、官公署等への必要な届出、手続き等は、速やかに処理しなければならない。

作業の実施に際して、関係官公署、付近住民、公園等利用者と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかに監督員と協議し、その決定に従い実施するものとする。

(負担区分)

委託業務に要する機械器具、材料、用具及びこれらを用いるのに必要な検査、官公署等への届出、手続き等は受注者の負担とする。

(服務)

「川越市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、作業現場においては、喫煙をしないよう徹底するものとする。また、業務に従事する者は、品位のある服装・態度に留意するよう努めなければならない。

(環境配慮)

受注者は、川越市が環境配慮に取り組んでいることを踏まえ、業務にあたっては、環境に配慮するように努めること。

(その他特記事項)

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

(再委託)

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、市の承認を得るものとする。

第2節 委託業務の適正化

(委託業務実施計画書)

受注者は、委託期間中の業務計画を定めて実施計画書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

(使用材料の承諾)

使用する資材等は事前に発注者の承諾を受けるものとする。

なお、使用薬剤は人畜無害のうえ、皮膚や目に障害を及ぼすことなく、臭気のないもの、かつ回虫卵・糞便性大腸菌に殺菌効果が得られるものを使用するものとする。

(作業日・作業時間等)

作業の実施日・作業時間等は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

(業務開始前の準備)

受注者は、事前に受注箇所の概要を把握するとともに、監督員と十分に打合せを行ったうえで、その指示に従って業務を効率よく安全に遂行するものとする。

(作業用機械器具等)

作業用の機械器具、道具類は、作業に適するものを使用する。監督員が不相当と認めたときは、取替えを指示することがある。

(発注者による検査及び立会)

作業の実施日・作業時間等は、発注者と協議のうえ決定し、各作業の着手時は、立会を求めるものとする。

発注者は、浄化のための材料等が適正に製造されているかどうかの確認をするため、必要に応じ、製造工場に立ち入り検査し、資料の提出を請求できるものとする。

(作業方法)

- (1) レーキ等により砂を均一に掻き均した状態から、機械又は人力で深さ20 cm以上まで攪拌し、5 mm以下の篩にかけて砂の中の夾雑物（ゴミ、落葉、糞など）を取り除く。特に機械での施工が困難な隅等は、人力で丁寧に攪拌する。
- (2) 殺菌剤を中層部（深さ20 cm程度）まで達するようにまんべんなく散布する。さらに表面より殺菌剤を散布し、撒きムラをなくす。
なお、薬剤使用量および希釈倍数について作業毎に報告するものとする。
- (3) 再びレーキ等により砂を均一に掻き均し、後片付け・清掃（清掃は砂場内だけでなく、その周辺を含む）をし、作業完了とする。
- (4) 施設の鉄部に殺菌剤等がかかった場合は、速やかに水で洗い流す。
- (5) 作業により発生したゴミは、適正に処分するものとする。

(現場の安全管理)

作業の実施にあたっては、公園利用者等に危険のないよう充分注意するものとする。なお、作業中においては、公園入口や作業場所付近に作業中である旨を表示した看板を掲示し、注意を喚起すること。

作業の実施にあたり、施設等を損傷しないよう充分注意するものとする。万一損傷した場合は、受注者の負担で原形に復するものとする。

受注者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について、遅滞なく監督員に報告するものとする。

(異常報告)

受注者は砂場枠等の異常を発見した場合は、発注者に連絡するものとする。

(試験検査)

発注者は、必要に応じて委託箇所の1割以内の砂場について、検査を受注者に指示することができるものとする。

この場合、受注者は、作業前、作業後において、監督員の指示により検体を採取し、公的検査機関にて受注者の負担で検査を行い、試験成績書を提出するものとする。

第3節 委託業務の実施報告

(実施報告書の提出)

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく「委務業務実施報告書」を発注者に提出するものとする。この際、必要とする出来高書類を添付するものとする。

委託業務実施計画書作成要領

(趣旨)

この要領は、「砂場浄化業務委託特記仕様書」に定める委託業務実施計画書の作成について適用するものとし、作成に必要な事項を定めるものとする。

(計画書の構成)

計画書は、次の事項をもって構成する。また、発注者がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- ①業務概要
- ②委託業務実施計画書
- ③管理技術者等通知書
- ④作業体制表
- ⑤使用機器材一覧表（使用薬剤含む）
- ⑥作業方法
- ⑦緊急時の体制（連絡網）及び対応
- ⑧その他

出来高書類等作成要領

(趣旨)

この要領は、「砂場浄化業務委託特記仕様書」に定める委託業務実施報告書に添付する出来高書類等の作成について適用するものとし、作成に必要な事項を定めるものとする。

(出来高書類)

「委託業務実施報告書」に添付する出来高書類は、次に示すものとする。また、発注者がその他の書類等の提出を求めた場合には、遅滞なくこれを作成し、提出するものとする。

- ①出来高数量表
- ②実施工程表
- ③日報
- ④写真
- ⑤試験成績書
- ⑥その他

委託業務写真撮影要領

(趣旨)

この要領は、「出来高書類等作成要領」に定める写真撮影について適用するものとし、作成に必要な事項を定めるものとする。

(写真の分類)

写真は、次のように分類する。

- ①着手前及び完成写真
- ②使用機器・材料写真
- ③施工状況写真
- ④品質管理写真
- ⑤安全管理写真
- ⑥その他

(写真の撮影)

写真の撮影は、別記撮影箇所一覧表に示すものを標準とする。

写真の撮影にあたっては、原則として次の項目を記載した小黒板等を被写体として共に写し込むものとする。

- ①委託名
- ②工種名
- ③作業回数
- ④日付

監督員から指示があった場合は、監督員の立会い写真を撮るものとする。

(写真帳)

写真帳は、市販の工事写真台帳を使用して（デジタルカメラによる写真のプリントアウトについてはこの限りではない）、工種別に、工程毎に作業の過程が容易に把握できるように整理し、「委託業務実施報告書」とともに1部提出する。

(撮影時の一般的注意事項)

写真の撮影にあたっては、必ず作業開始前、作業中、作業完了後において同一方向、同一位置より撮るものとする。

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		適要
		撮影事項	撮影頻度	
着手前・完成	着手前	全景	着手前 1 回	
	完成	全景	施工完了後 1 回	
施工状況写真	施工中	攪拌（深さ測定）	適宜	
		攪拌（作業中）	作業毎	
		ふるい（篩の目測定）	適宜	
		ふるい（作業中）	作業毎	
		薬剤散布	作業毎	
		ゴミの発生状況	作業毎	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に 1 回 （設置後）	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に 1 回 （設置後）	
		安全ミーティング等の実施状況	実施毎に 1 回 （実施中）	
使用薬剤	使用薬剤	使用量・希釈倍数	使用前・希釈毎	
		検査実施状況	各品目毎に 1 回 （検査時）	

川越市環境方針

基本理念

川越市は、現在の環境を保全し、より良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかななくてはならないと認識します。

近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。

よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

基本方針

川越市は、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を市独自の環境マネジメントシステムを用いて継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。

- 1 「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
- 2 事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
- 3 市の施設、設備の適切な管理、事故の備えによる環境汚染の予防に努めます。
- 4 環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
- 5 環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。

また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。

- 6 全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
- 7 基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めています。

令和7年4月23日 川越市長 森田初恵

